萩市プロモーション動画使用に関する規約

（趣旨）

第１条　この規約は、萩市プロモーション動画（以下「動画」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（動画・画像等に関する権利）

第２条　動画に関する著作権及び所有権は萩市に属する。また、動画データは本規約に規定される条件のもとで使用許諾するものであり、萩市は使用許諾後も引き続き使用許諾権を保持する。

（使用の届出）

第３条　動画を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用を開始する１週間前までに、萩市プロモーション動画使用申請書（第１号様式）により萩市長に届け出なければならない。

　２　萩市長は、使用を承認するときは、第１項の申請を行った者に対し、萩市プロモーション動画使用承認書（第２号様式）を交付する。

　３　使用者が届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、第１項に準じ萩市長に届け出なければならない。

（使用料）

第４条　動画の使用許諾料は無償とする。

（使用の制限）

第５条　萩市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、動画の使用を差し止めることができる。

（１）萩市の信用又は品位を害するものと認められるとき。

（２）動画のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

（２）誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

（３）第三者の利益を害すると認められるとき。

（４）法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（５）特定の個人、政党、宗教団体、商品等を支援し又は後援する目的で使用す

るとき、又はそのような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める営業を行う者が使用するとき。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）もしくは同条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。

（８）その他萩市長が不適切と認めるとき。

２　萩市長は、動画の使用に対し、必要に応じ条件を付すことができる。

（改変等）

第６条　使用者は、原則として動画の変更、切除その他の改変を行わないものとする。

２　使用者が、使用目的に応じて最低限の加工を行う場合は、第２条第１項の届出書にその旨を記載し、事前に萩市長の承諾を得た上で行うこととする。

３　前２号の規定は、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第１項第９号の放送事業者が使用する場合は適用しない。

４　動画の一部を切り抜き、別に作成する動画に組み込む場合、出演者が映っている場面の使用は不可とする。

（遵守事項）

第７条　使用者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）届け出された用途にのみ使用すること。

（２）萩市長が許諾した場合を除き、動画等のデータの複製及び第三者への貸与等は行わないこと。

（３）使用した動画データを単独若しくはそれに近い形で製品化し、販売等の商行為に利用しないこと。

（規約違反に対する取り扱い）

第８条　使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの規約に違反したときは、萩市長はその使用の差止める事ができるものとする。その場合、使用者はただちに従わなければならない。

（免責）

第９条　萩市は、動画等の使用に起因する損失又は損害についていかなる責任も負わないものとする。

附則

この規約は，令和３年６月１日から施行する。